

永平寺町国土強靱化地域計画



永平寺町
E I H E I J I

令和3年10月

目 次

1	はじめに	1
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画期間	
2	強靱化の目標	2
	(1) 基本目標	
	(2) 事前に備えるべき目標	
3	本町の地域特性	3
4	想定する自然災害	4
5	被害想定	5
6	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	7
7	脆弱性の評価	8
8	国土強靱化に向けた対応方針	15
	(1) 対応方針の体系	
	(2) リスクシナリオに応じた対応方策	
	(3) 重点化する取組事項	
9	計画の推進と見直し	43
	(1) 計画の推進体制	
	(2) 進捗管理	
	(3) 計画の改定	

1 はじめに

(1) 計画の策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年12月、国は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、基本法という。）を制定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定した。

本町においても、法の趣旨を踏まえ、どのような災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも住み続けられる「強靱な地域」をつくりあげるため、「永平寺町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」であり、本町の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画とする。

また、本町における国土強靱化に関しては、永平寺町総合振興計画との調和を図りながら、地域防災計画をはじめとする各種計画の指針とするものである。

(3) 計画期間

本計画は、中長期的な視野の下で施策を推進する国の方針に基づき、計画策定後、おおむね5年とする。

ただし、それ以前であっても、国の動向や社会情勢等の変化により、必要に応じ見直しを検討する。

2 強靱化の目標

本計画の目標は、国の基本計画や県の地域計画との調和を図るため、以下の4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

(1) 基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られる。
- ②町政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する。
- ④災害発生後の迅速な復旧、復興を可能にする。

(2) 事前に備えるべき目標

本町の強靱化を推進することは、SDGsの目標（ゴール）の実現に資するものであることから、それらを踏まえながら施策を推進する。

①人命の保護



②救助・救急、医療活動等の迅速な対応



③行政機能の確保



④情報通信機能・情報サービスの確保



⑤経済活動の維持



⑥ライフライン（電気、上下水道、燃料、交通網等）の確保



⑦二次災害の防止



⑧地域社会・経済の迅速な再建・回復



3 本町の地域特性

(1) 地 勢

本町は、福井県嶺北地方のほぼ中央に位置し、東西約 15.5km、南北約 10.5km 総面積 94.43 km²の地積を持っています。南と西は県都福井市、東は勝山市に、北は坂井市にそれぞれ接し、東は白山連峰を望み、四季を彩る山々が三方を囲んでいる。

町の地域資源として、曹洞宗大本山永平寺、吉峰寺や松岡古墳群等の歴史文化に恵まれており、鮎とサクラマスの聖地と言われる福井県最大の河川である九頭竜川や住民生活に密着した存在である浄法寺山、吉野ヶ岳（蔵王山）に代表される自然囲まれている。

(2) 気 候

本町の気候は、日本海側の気候で、冬は北西からの季節風の影響を受けて雪が多く山沿いの地域では豪雪地帯となるが、夏は晴れた日が多く気温は高い。

降水量が多いのは、梅雨末期に大雨が降る7月、台風や秋雨前線の影響が多い9月雨や雪の日が多い12月～1月であり、逆に、降水量の少ないのは、4月～5月と8月である。

積雪は1メートルを超えることもあり、豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯の指定を受けている。

平均気温は 14.5℃（1981～2010年の平均：福井气象台）、平均湿度は 75% 前後、年間降水量は 2,200 ミリを超え、年間総日照時間は約 1,620 時間である。

(3) 交 通

九頭竜川に平行して国道416号とえちぜん鉄道が走り、南側の大本山永平寺から北に通る国道364号と町の中央で交差している。また、西部には北陸自動車道が南北に通り、北陸自動車道と中部縦貫自動車道が接続され大野インターチェンジまで開通しました。今後、長野県松本市に至る中部縦貫自動車道の全線開通が予定されるなど、交通の要衝として重要な地位を占めている。

北陸自動車道と中部縦貫自動車道の結節点となっており、近隣市とも地域鉄道で結ばれ、交通の利便性に恵まれた地域となっている。また、福井市に隣接しているため、ベッドタウン的な側面を有している。

(4) 人口の推移

本町の人口は、1990年代後半に増加したものの、2001年の約21,200人をピークに減少傾向にある。第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）」策定に向けた、「永平寺町人口ビジョン」検討過程における将来推計

人口によると、人口の社会増減と合計特殊出生率の分析結果から、2060年には永平寺町の総人口が12,000人を下回ると推計しています。

4 想定する自然災害

本町では、昭和23年6月に発生したマグニチュード7.1の「福井地震」や、平成16年7月に発生した「福井豪雨」などの教訓に加え、今後発生が想定され、町民の生活や社会経済に甚大な影響を及ぼす以下の3つの自然災害を想定した。

なお、以下の災害は、単独で発生するだけでなく、同時または連続して発生する複合災害により、甚大な被害をもたらす可能性があることを想定している。

(1) 地震

福井県地震被害予測調査（H23）結果のうち、本町に最も影響を与える断層帯による」ケースを想定した。

- ・震源：福井平野東縁断層帯
- ・マグニチュード：7.6
- ・最大深度：7、町内の大部分の震度：6弱

(2) 風水害

およそ1000年に1度の降雨規模（国や県の洪水浸水想定区域図より）

- ・九頭竜川：2日間の総雨量：641mm（国土交通省管理区間）
- ・荒川：1日間の総雨量：802mm
- ・五領川や永平寺川等の中小河川：1日間の総雨量：813mm

(3) 雪害

- ・昭和38年：最大積雪深 213センチの大雪
- ・昭和56年：最大積雪深 196センチの大雪
- ・平成30年：最大積雪深 178センチの大雪（永平寺町山王）
- ・令和3年：最大積雪深 148センチの大雪（永平寺町山王）

5 被害想定

想定される災害の種類

(1) 地震

本町の業務継続計画(平成 30 年 3 月)想定している地震被害は以下のとおり。

○想定事象による被害状況

	被害状況(復旧予想)
浸水	九頭竜川沿岸にて多少の液状化現象の恐れあり。
建物被害 ・火災	【地域の被害】 建物全壊 2,671 棟 半壊 2,881 棟 火災 42 棟
	【庁舎の被害】 耐震工事が施工された建物では倒壊等はないが一部に亀裂が入ることが予想される。
交通機能支障	・家屋の倒壊や土砂崩れ、橋梁の損傷等により道路が寸断される可能性がある。 ・えちぜん鉄道は山沿いを通過している場所があり復旧工事や安全点検に数ヶ月の運休が予想される。
ライフライン 支障	【地域の被害】 ・上水道断水世帯数 5,999 世帯 ・電話不通回線数 293 回線 ・下水道被災人口 2,307 人 ・L P ガス 66 施設 ・停電軒数 5,687 軒
	【庁舎の被害】 ・発災から 1 週間は停電が発生し、電源が確保できない。 (自家用発電は 7、8 時間程度) ・上下水道は被災の程度により使用が困難。 ・L P ガスは配管に支障がなければ使用可能。(けやき台)

(2) 風水害

全国的に激甚化・頻発化する集中豪雨による被害が相次いでいるが、本町においても大雨が降った場合には、堤防の決壊、内水の氾濫などによって浸水被害が発生する可能性がある。

(3) 土砂災害

本町の地形は、大部分が山地によって占められ、河川沿いの平坦な土地に沿って集落や市街地が形成されている。このため、山沿いでは、土石流やがけ崩れなどの土砂災害が発生する可能性がある。

(4) その他

そのほか、町では、雪害、鉄道の車両脱線事故、危険物の爆発や山林の大規模災害、さらには原子力発電所等から放射性物質または放射線が異常な水準で施設外へ放出される事故などの災害が想定されている。

6 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画で定められている45項目の「リスクシナリオ」に基づき、本町の地域特性を踏まえて、以下の23項目を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 人命の保護	1	(1-1)大規模地震による建物等の崩壊や火災による死傷者の発生
	2	(1-2)大雪による地域交通・輸送ルートに分断、住宅・建物等の崩壊
	3	(1-3)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	4	(1-4)大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	5	(1-5)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 物資輸送、救助救急医療活動等の迅速な対応	6	(2-1)避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止
	7	(2-2)避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態
	8	(2-3)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	9	(2-4)災害等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症の大規模発生
3 行政機能の確保	10	(3-1)行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
4 情報通信機能の確保	11	(4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5 経済活動の維持	12	(5-1)人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態
6 ライフラインの確保	13	(6-1)電力・燃料の長期間にわたる供給停止
	14	(6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止
	15	(6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	16	(6-4)交通ネットワークの機能停止
7 制御不能な二次災害の防止	17	(7-1)市街地での大規模災害の発生
	18	(7-2)ダム、ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
	19	(7-3)危険物等の大規模拡散・流出
	20	(7-4)農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 地域社会・経済の迅速な再建・回復	21	(8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	22	(8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	23	(8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

7 脆弱性の評価

国が実施した評価手法やガイドラインを参考に、本町における評価を実施した。

具体的には、リスクシナリオごとに現行の施策を抽出し、各施策の取組状況や課題について、分析・評価を行った。

1 (1-1)大規模地震による建物等の崩壊や火災による死傷者の発生

- ・防災上重要な施設における耐震化の更なる推進を図ることが必要
- ・耐震診断が義務付けられた病院、店舗、旅館等の不特定多数の人が利用する建築物などに対し、耐震化を促進することが必要
- ・耐震化に向け、住民への更なる周知や耐震化に取り組むための動機づけを進めることが必要
- ・老朽化した建築物の建て替え等により、まちの耐震化を促進することが必要
- ・事業所に対する立入検査や訓練等を計画的に実施し、火災発生危険の排除と自衛消防組織の強化を図ることが必要
- ・大規模地震の発生に備え、指定緊急避難場所となる施設の維持管理更新が必要
- ・大規模地震の発生に備え、太陽光等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要
- ・大規模災害に備えた消防本部の強化や装備資機材の充実が必要
- ・地域の消防活動を担う消防団の団員確保及び資質向上が必要
- ・自主防災組織の強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要
- ・住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要
- ・災害時において自力で避難することが困難な要支援者に対し、地域で見守り助け合えるよう個別避難計画の作成が必要
- ・住民に対し設置 10 年以上経過している住宅用火災警報器更新の周知が必要

1 (1-2)大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の崩壊

- ・道路交通の麻痺を回避するため、消雪施設の計画的な維持管理・更新を行うことが必要
- ・担い手が不足する除雪オペレーターの養成・確保を促すとともに、除雪機械の適正な維持管理と適時更新を行い除雪体制の維持が必要
- ・GPS 機能や 5G を活用した除雪機械運行システム等を導入することにより、技術の伝承や効率的な除雪業務を進めることが必要
- ・大雪時の公共交通（鉄道・バス・デマンドタクシー）の運行を確保するため、事業者や県などとの連携体制の強化を図ることが必要
- ・大雪時に老朽空き家等の崩壊を防ぐため、所有者や管理者に対し適切な管理を促すとともに、危険空き家の排除を行うことが必要
- ・大雪時において、除雪車の燃料や避難所等への灯油等の燃料供給が滞ることのないよう、燃料供給事業所との連携強化を図ることが必要
- ・大雪時の火災に備え、消防団及び自主防災組織と連携し消防水利の確保に努めることが必要
- ・大雪時に必要な情報を適切かつ迅速に共有するため、国や県などの関係機関との連携体制を強化することが必要

1 (1-3)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 関係機関と連携のもと、河川改修や浚渫、維持管理に取り組むことが必要
- 洪水ハザードマップを活用し、避難場所や避難経路、浸水想定区域等の周知を図ることが必要
- 迅速な避難の実施に向け、町民への周知が必要
- 地域や学校等で色々な災害に対応した避難訓練を実施することが必要
- 避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の策定を進めることが必要
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要
- 自主防災組織の強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要

1 (1-4)大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 土砂災害ハザードマップを活用し、避難場所や避難経路、警戒区域等の周知を図ることが必要
- 県と連携して治山施設の整備による山地災害対策を行うことが必要
- 関係機関と連携して土砂災害危険箇所表示看板の整備が必要
- 関係機関と連携して砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要
- 地域や学校等で色々な災害に対応した避難訓練を実施することが必要（再）
- 自主防災組織の強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要（再）
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要（再）

1 (1-5)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- 気象情報や避難指示等の情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要
- 適切な時期に適切な避難情報を発令することが必要
- 自らの判断で避難をとることができるよう、自ら考える力を高めていくことが必要
- 避難行動要支援者をはじめ、地区住民が協力し円滑な避難行動を行うための体制づくりが必要

2 (2-1)避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資供給の停止

- 適切な役割分担のもとで、食料・飲料水等の確保を図ることが必要
- 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急輸送体制の構築に取り組むことが必要
- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要
- 妊婦や乳幼児、アレルギー児を持つ家庭も考慮し、食料等の備蓄品をさらに充実することが必要
- 町（避難所含む）において計画的な備蓄を進めることが必要
- 大規模災害に備えた受援計画を策定し、支援物資の円滑な受け入れを可能とする体制を構築することが必要
- 上水道施設の老朽化対策や非常用電源装置の整備が必要
- 災害時に応急給水を行うことができるよう、耐震型飲料水防火水槽や給水車を使用した訓練を行うことが必要
- 災害時における生活必需品や燃料等について、民間事業者と物資調達・供給確保のための協定締結を進めることが必要
- 避難所に寒さ対策としてストーブの整備や毛布・寝袋の備蓄の増強を図ることが必要

2 (2-2)避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態

- 災害時の避難所となる公共施設は、老朽化が進んでいるものやバリアフリー化されていない施設があり、新築や大規模改修等の手法を含めて対応を検討することが必要
- 各小中学校においては、町民の安全な避難のため玄関のスロープ設置や洋式便器の設置を行ってきたが、今後、要配慮者が支障なく過ごせるよう、体育館の大規模改修時には多目的トイレを設置するなど、より一層のバリアフリー化の推進が必要
- 長期間の避難所生活を余儀なくされた場合には、地域住民が中心となって避難所の適切な運営を行うことが必要
- 研修会等を通じて知識や技術を発信することにより、地域の防災リーダーの育成を図り、組織を活性化させることが必要
- 大規模災害時、通信システムの障害や通信規制により、携帯電話等が利用困難となる場合が多く、また、安否や被災状況の確認に加え、緊急連絡も困難になることから、特設公衆電話等の設備整備が必要

2 (2-3)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 孤立が想定される集落の想定や緊急時のアクセス手段の確保が必要
- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力発電等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要（再）
- 指定避難所との通信手段を確保するための衛星携帯電話などの災害通信設備の整備が必要
- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要

- 家庭や事業所において食料や生活必需品の備蓄を促すことが必要（再）
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災リーダーとなる防災士の育成が必要（再）
- 住民や企業等の自発的な防災活動を促すため、地区防災計画の策定が必要（再）

2 (2-4)災害等による医療機能の麻痺や避難所等における疫病・感染症の大規模発生

- 医療施設の耐震化や災害発生時の体制強化、人材の確保に努めることが必要
- 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要
- 町内の医療施設における非常用電源や受水槽の整備を促すことが必要
- 町内の医療施設における非常用電源用の燃料確保が必要
- 災害発生後の被害者の健康支援に取り組むことが必要
- 感染症の発生、まん延を防ぐため、平時から適切な健康診断や予防接種の推進が必要
- 災害発生時に消毒や害虫駆除を必要に応じて実施できる体制を維持しておくことが必要
- 避難所に感染症が広まらないよう、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要
- 下水道施設の耐震化を進めることが必要
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、下水道 BCP を随時見直すことが必要

3 (3-1)行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下

- 行政機能が大幅に低下する事態を想定しておくことが必要
- 災害時相互応援協定を締結している他市町からの支援の受け入れ体制の検討が必要
- 大規模災害の発生を想定した災害対策本部設置運営訓練を行うことが必要
- 職員の参集訓練や災害対策要員の確保について検討を行うことが必要
- 使用可能時間が 72 時間以上確保された非常用電源設備導入及び燃料の確保が必要
- 業務システムのクラウド化や外部データセンターへの移設を図ることが必要
- 大規模災害発生時における、他自治体からの支援を円滑に受けるための受援計画の策定が必要

4 (4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- 災害情報について、多様な情報伝達手段を活用して、迅速に伝達・周知することが必要
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要
- 県の「福井県防災ネット」や防災関連アプリへの登録を住民に呼びかけることが必要
- 防災行政無線、防災メールや緊急速報メール等多様な伝達手段による情報の確実かつ迅速な伝達が必要（再）
- 防災行政無線の非常用電源設備の整備を図ることが必要（再）
- 警察と停電による信号機停止を想定した対策が必要

5 (5-1)人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態

- 事業者の耐震化や BCP の策定を促すことが必要
- 被災した企業が金融支援制度を円滑に活用できるよう、関係機関との情報共有が必要
- 国や県と連携して主要な道路の改修及び老朽化、防災対策を進めることが必要
- 農業、農業用施設の耐震化が必要
- 大規模災害が発生した場合、緊急に必要となる食料、飲料水、生活物資などの確保を円滑に行うため、物資の集積拠点の管理運営や輸送に係る事業者との協力体制の構築を図っていくことが必要

6 (6-1)電力・燃料の長期間にわたる供給停止

- 供給事業者との連携のもと、安定してエネルギーを確保する体制の構築が必要
- 災害応急給油所の確保が必要
- 電線地中化を進めることが必要
- エネルギー供給源の多様化のため、太陽光や小水力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進することが必要（再）
- 使用可能時間が 72 時間以上確保された非常用電源設備の導入及び燃料の確保が必要(再)

6 (6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止

- 応急給水の体制強化に取り組むことが必要
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるよう、上水道 BCP を策定することが必要
- 他自治体との災害時応援協定の整備が必要
- 応援水道事業体受入マニュアルを策定し、受援体制を整備することが必要
- 上水道施設の老朽化対策や非常用電源装置の整備が必要

6 (6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 施設の耐震化による被災の防止や早期復旧の体制整備に努めることが必要
- 避難所に感染が広まらないように、簡易トイレ等を備蓄しておくことが必要
- 下水道施設の耐震化や長寿命化を進めることが必要
- 大規模災害が発生しても業務が継続できるように下水道 BCP を適宜見直し、下水道 BCP に基づいた訓練が必要
- 標準耐用年数を超えた管路や劣化の激しいコンクリートヒューム管が多いことから、管内調査に基づき緊急度の高い箇所から管路の耐震化と、液状化対策を考慮した管路整備を推進することが必要

6 (6-4)交通ネットワークの機能停止

- 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要
- 災害発生時における公共交通の機能維持に向けた備えが必要
- 長寿命化計画に基づき、橋梁の改修や耐震化、修繕を図ることが必要
- 大規模災害発生時における道路啓開の実効性を確保するため、関係機関との協定を締結するとともに、協定に基づく訓練を行うことが必要（再）
- 国や県と連携して主要な道路の改修及び老朽化や防災対策を進めることが必要（再）

7 (7-1)市街地での大規模災害の発生

- 住宅用防火・防災機器等の設置・維持に関する広報や住宅防火診断等を実施し、住民の防火意識の高揚を図るとともに、住民が参加する火災対応訓練を行うことが必要
- 事業所に対する立入検査や訓練等を計画的に実施し、火災発生危険の排除と自衛消防組織の強化を図ることが必要（再）
- 地域防災の中核である消防団の充実強化を図るため、必要な人員を継続して確保するとともに装備や教育訓練の充実を図ることが必要
- 大規模地震や多様な災害に対応するため、消防車両や防火水槽などの消防施設・設備の整備を計画的に推進することが必要

7 (7-2)ダム、ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 関係機関との連携のもと、施設の適切な点検の実施や補修等の維持管理、機能向上などの対策に取り組むことが必要
- 住民への適切な災害情報の提供により、逃げ遅れの発生を防止することが必要
- 洪水ハザードマップを活用し、避難場所や避難経路、警戒区域等の周知が必要(再)
- 関係機関と連携して砂防ダム等による土砂災害対策を行うことが必要（再）
- 地域防災計画に要配慮者利用施設を記載し、当該施設において避難計画の策定と避難訓練の実施を促すことが必要（再）
- 地域の消防活動を担う消防団の団員確保が必要（再）
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要

7 (7-3)危険物等の大規模拡散・流出

- 有害物質や危険物などを貯蔵する事業者を把握するため、関係機関と情報共有を充実することが必要
- 河川の氾濫や土砂災害により、有害物質や危険物などの河川等への大規模拡散や流出への対応を強化することが必要
- 危険物取扱施設等の被災は、周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼす恐れがあるため、関係機関との連携強化や災害対応能力を高めることが必要

7 (7-4)農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地の適正管理に努めることが必要
- 農業水利施設等の耐震化を図ることが必要
- 地域の主体性や協働力を活かした農地や農業水利施設の適切な保安全管理を促すことが必要
- 山地災害危険地区の周知が必要
- 造林、間伐等による森林整備を行うことで森林機能の維持・向上を図ることが必要
- 森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進することが必要

8 (8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の発生に備え、事前に仮置き場等を決めておくことが必要
- 関係機関との連携のもと、災害廃棄物の適正処理に向けた体制強化を図ることが必要
- 災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、住民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を果たすため、災害廃棄物処理計画を策定することが必要
- 災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施することが必要
- 災害廃棄物の分別方法を事前に周知徹底しておくことが必要
- 一般廃棄物処理業者等との協定締結を進めることが必要

8 (8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 道路網の強化や災害発生時の道路啓開、緊急搬送体制の構築に取り組むことが必要（再）
- 建設事業者の確保をはじめ、多様な担い手の確保を検討しておくことが必要
- 大規模災害発生時における他自治体からの支援を円滑に受けるための受援計画の策定が必要（再）
- 災害時におけるボランティアやNPOの活用体制を事前に整理しておくことが必要
- 自主防災組織の充実、強化や地域防災のリーダーとなる防災士の育成が必要（再）

8 (8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 地域住民自らが自助・共助による地域防災体制を構築するために、住民主体による自主防災組織の活動を促進することが必要
- 速やかな住まい確保に向けた体制強化が必要
- 被災者の生活再建支援を行う体制協会に努めることが必要
- 文化財の耐震化を進めることが必要
- 町内の有形文化財の文化を映像等に記録し、アーカイブ化しておくことが必要

8 国土強靱化に向けた対応方策

(1) 対応方策の体系

脆弱性評価の結果を踏まえ、リスクシナリオに応じた当町の国土強靱化に向けた対応策の体系を以下のように整理する。

事前に備えるべき目標①	人命の保護
-------------	-------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
1-1	大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	1-1-①	防災上必要な施設の耐震化等
		1-1-②	住宅等の耐震化等
		1-1-③	災害に強い避難所整備の促進
		1-1-④	一人ひとりの命を守る対策
1-2	大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の崩壊	1-2-①	災害に強い道路網の整備
		1-2-②	担い手の育成
		1-2-③	事業者等との連携強化
		1-2-④	先端技術の導入促進
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-3-①	河川改修等の促進
		1-3-②	危険箇所周知
		1-3-③	住民一人ひとりの適正な避難行動
1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	1-4-①	土砂災害警戒区域等の対策の推進
		1-4-②	危険箇所の周知
		1-4-③	砂防ダム等の土砂災害対策
		1-4-④	森林の適正管理
1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	1-5-①	情報伝達体制の強化
		1-5-②	適正な避難行動の周知
		1-5-③	避難指示等の適正な発令
		1-5-④	住民一人ひとりの適正な避難行動
		1-5-⑤	避難行動要支援者対策

事前に備えるべき目標②	物資輸送、救助・救急医療活動等の迅速な対応
-------------	-----------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
2-1	避難所での食料・飲料水・電力等、 生命に関わる物資提供の停止	2-1-①	適切な役割分担のもとでの備蓄
		2-1-②	事業者等との連携強化
		2-1-③	災害に強いライフラインの形成
		2-1-④	速やかな道路啓開の実現
2-2	避難所の運営機能崩壊・長期にわた り避難所生活を強いられる事態	2-2-①	避難所の開設・運営体制づくり
		2-2-②	福祉避難所の確保
		2-2-③	避難所のバリアフリー化対策
		2-2-④	住民が中心となった避難所運営
2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の 同時発生	2-3-①	孤立集落の発生抑制
		2-3-②	災害に強い避難所整備の促進
2-4	災害等による医療機能の麻痺や避難 所等における疫病・感染症の大規模 発生	2-4-①	医療機能の維持
		2-4-②	薬剤及び衛生資材の備蓄
		2-4-③	地域での医療体制の確保
		2-4-④	災害に強いライフラインの形成
		2-4-⑤	速やかな道路啓開の実現

事前に備えるべき目標③	行政機能の確保
-------------	---------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
3-1	行政機関の職員・施設の被災による 機能の大幅な低下	3-1-①	行政機能の維持
		3-1-②	職員資質の向上
		3-1-③	受援体制の検討

事前に備えるべき目標④	情報通信機能の確保
-------------	-----------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻 痺・長期停止	4-1-①	情報通信網の耐災害性の向上
		4-1-②	多様な情報伝達手段の周知

事前に備えるべき目標⑤	経済活動の維持
-------------	---------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
5-1	人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態	5-1-①	事業活動の継続
		5-1-②	災害に強い道路網の形成
		5-1-③	農業基盤の強化
		5-1-④	災害時における相互応援してくれる自治体の確保

事前に備えるべき目標⑥	ライフラインの確保
-------------	-----------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
6-1	電力・燃料の長時間にわたる供給停止	6-1-①	エネルギー供給業者との連携強化
		6-1-②	災害応急給油所の検討
		6-1-③	非常用電源設備の導入推進
6-2	上水道等の長時間にわたる供給停止	6-2-①	水道施設(管路)の耐震化
		6-2-②	速やかな給水の確保
		6-2-③	災害時応援協定の整備
6-3	污水处理施設等の長時間にわたる機能停止	6-3-①	下水道処理施設(管路)の耐震化
		6-3-②	災害復旧応援事業者との連携強化
6-4	交通ネットワークの機能停止	6-4-①	災害に強い道路網の形成
		6-4-②	速やかな道路啓開の実現
		6-4-③	緊急時の輸送体制の確立
		6-4-④	公共交通の機能維持

事前に備えるべき目標⑦	制御不能な二次災害の防止
-------------	--------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
7-1	市街地での大規模災害の発生	7-1-①	家庭・事業所における火災の未然防止
		7-1-②	初期消火の体制強化
		7-1-③	常備消防力の維持・強化
		7-1-④	消防団等の活動強化

7-2	ダム、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生	7-2-①	砂防ダムの対策
		7-2-②	危険箇所の周知
7-3	危険物等の大規模拡散・流出	7-3-①	危険物施設の対策
		7-3-②	危険物流出時の連絡体制強化
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	7-4-①	森林の適正管理
		7-4-②	農地の保全・適正管理

事前に備えるべき目標⑧	地域社会・経済の迅速な再建・回復
-------------	------------------

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)		対応方策	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-1-①	災害廃棄物の適正処理の体制構築
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-2-①	災害に強い道路網の形成
		8-2-②	速やかな道路啓開の実現
		8-2-③	建設事業者の事業継続
		8-2-④	多様な担い手の確保
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8-3-①	応急危険度判定の速やかな実施
		8-3-②	応急仮設住宅の確保
		8-3-③	復興を見据えた事前の検討
		8-3-④	被災者の生活再建の支援
		8-3-⑤	文化財の耐震化・記録

(2) リスクシナリオに応じた対応方策

事前に備えるべき目標①	人命の保護
-------------	-------

リスクシナリオ 1-1	大規模地震による建物等の崩壊や火災による死傷者の発生
-------------	----------------------------

1-1-① 防災上必要な施設の耐震化

- ・住民の命を守るとともに、速やかな復旧・復興の実現への備えとして、多数の者が利用する建築物について、計画的な耐震化に取り組む。
- ・災害時に住民が利用する避難所や災害対策活動拠点となる施設、ライフライン関連施設等、地震発生による人命への重大な被害や住民生活へ深刻な影響を及ぼすおそれのある施設については優先的に耐震対策を行う。

(主要な施策・事業)

- ・【文部科学省】学校施設環境改善交付金
- ・【厚生労働省】社会福祉施設等整備費補助金
- ・【厚生労働省】保育所等整備交付金
- ・【国土交通省】社会資本整備総合交付金
公営住宅等ストック総合改善事業
住宅・建築物耐震改修事業

1-1-② 住宅の耐震化等

- ・旧耐震基準で建設された木造住宅に居住している住民に対して、耐震化の必要性と支援制度の周知を強化し耐震化を推進する。
- ・住宅の耐震化や家具の転倒防止、ブロック塀の転倒防止等の対策による被害の抑制に向け、各種の補助事業の継続と周知に取り組む。
- ・過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシ等を送付するなど、フォローアップを実施する。

(主要な施策・事業)

- ・木造住宅耐震改修促進事業（伝統的な古民家の耐震改修）
- ・木造住宅耐震診断等促進事業
- ・木造住宅耐震改修促進事業
- ・ブロック塀等の安全対策事業
- ・空き家適正管理促進事業
- ・【国土交通省】社会資本整備総合交付金 住宅・建築物耐震改修事業

1-1-③ 災害に強い避難所整備の促進

- ・指定避難所となる公共施設や避難経路沿いの適正な維持管理に取り組む。
- ・昼間人口の多い、大学周辺や大本山永平寺周辺において、不特定多数を収容できる緊急避難場所の確保に取り組む。
- ・災害発生時に避難所となる施設について、停電時でもエネルギー供給が可能となるよう、再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を促進する。

(主要な施策・事業)

- ・地区防災計画・避難行動要支援者の個別避難計画の整備及び推進
- ・自主防災組織等補助金
- ・【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

1-1-④ 一人ひとりの命を守る対策

- ・住民一人ひとりが命を守る行動をとることができるよう、様々な機会を通じた啓発や備品の購入支援に取り組む。
- ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動の活性化に向けた支援を強化する。
- ・地域、学校、行政等が協力し、児童生徒の防災・防犯教育を実施する。
- ・消防団の必要人員を確保するとともに、施設・資機材の整備や団員の装備等の充実を図る。

(主要な施策・事業)

- ・自主防災組織や地区老人会、小中学校での防災を自分事としてとらえるための啓発
- ・地区防災計画・避難行動要支援者の個別避難計画の整備及び推進

リスクシナリオ 1-2

大雪による地域交通・輸送ルートの分断、住宅・建物等の崩壊

1-2-① 災害に強い道路網の整備

- ・地下水や河川水の最大限の利用を考慮したうえで、最重点除雪路線等における消雪設備の整備を推進する。
- ・幹線道路等の交通網を確保するため、町内全域の消雪施設の点検及び調整、更新を確実に実施する
- ・広域的な除雪体制の構築や通行規制の実施など、国県道を管轄する県と連携を強化して、迅速な対応を要請する。
- ・避難路と緊急車両の通行を確保するため、道路・橋梁等を計画的に維持管理する。

(主要な施策・事業)

- ・【国土交通省】雪寒地域道路整備事業
- ・【国土交通省】道路メンテナンス事業補助
- ・【国土交通省】舗装修繕事業

1-2-2 担い手の育成

- ・町道路除雪計画を適宜見直すほか、除雪エリア単位を改善するなど除雪体制を強化する。
- ・除雪委託単価等の適正な見直しを適時行うなど、除雪業者の弱体化を防ぐとともに、建設業以外の異業種企業の参入を促進し、除雪機動力の維持に努める。
- ・除雪機械の適正な維持管理と適時更新を行い、除雪体制の維持・強化に努める。
- ・除雪作業に有する資格取得者に対し、免許取得費の補助を行い除雪オペレーター確保に努める。

(主要な施策・事業)

- ・除雪機械購入補助
- ・自主防災組織等補助金
- ・【国土交通省】除雪機械購入

1-2-3 事業者等との連携強化

- ・国や県など関係機関との連携を強化し、大雪時における情報共有の迅速化を図る。
- ・大雪時の公共交通（えちぜん鉄道・バス・デマンドタクシー）の運行を確保するため、事業者は情報収集を行い運行計画を立てるとともに、町は事業者や県等と連携体制の強化を図る。
- ・空き家所有者への適切な管理を促すとともに、老朽危険空き家等の解体への支援を行い、危険の排除に努める。
- ・軽油、ガソリン、灯油などの燃料や食料品について、円滑に供給できる体制を構築する。
- ・自治会等との連携を強化し、地域における雪かき時の共助の重要性について、住民一人ひとりへの浸透を図る。
- ・雪かきをはじめとするボランティア活動に多くの住民の参加が得られるよう、関係団体等との連携を強化し、ボランティア活動に対する意識の高揚とともに支援の充実を図る。

(主要な施策・事業)

- ・空き家適正管理促進事業補助金
- ・空き家等解体及び撤去事業補助金
- ・【国土交通省】 空き家対策等総合支援事業

1-2-4 先端技術の導入促進

- ・インターネットやSNSを活用した情報発信の手法について、先進地の取り組みを参考に調査を行い、導入に向け検討するとともに、住民に対して除雪や積雪に関する情報を適切かつ迅速に発信する。
- ・除雪従事者の担い手不足の対応や効率的な除雪業務を図るため、ICTやAI等の先端技術を活用したシステムの導入を検討する。

(主要な施策・事業)

- ・情報発信ツールの取得に向けた啓発

1-3-① 河川改修等の促進

- 国や県が実施する河川改修事業の促進を図るとともに、町内河川の老朽箇所や狭窄部を優先的に整備する。
- 関係機関との連携のもと、計画的な河川改修や浚渫、維持管理に取り組む。

(主要な施策・事業)

- 樋門の点検、確認
- 農業用水路施設の点検、確認
- 地域をつなぐ河川環境づくり推進事業補助金
- 河川維持補修工事
- 水路改修等工事

1-3-② 危険箇所の周知

- 想定最大規模降雨に基づく浸水想定区域について、ハザードマップの活用方法等、住民への幅広い周知に努める。
- 気象台等が発表する防災情報の収集や伝達の方法、避難行動等を住民に周知し、水害に対する危機管理意識の向上を図る。

(主要な施策・事業)

洪水ハザードマップ活用方法の啓発

1-3-③ 住民一人ひとりの適正な避難行動

- 住民一人ひとりが、町から発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練や防災学習会、防災サロンの開催を通じて啓発・周知を図る。
- 避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組む。
- 避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織や民生委員、自治会、町の連携のもと避難要支援者の決定や個別避難計画の作成により避難支援体制の強化に努める。

(主要な施策・事業)

- 地区防災訓練や防災学習会の実施
- 避難行動要支援者名簿の作成（災害時要配慮者避難支援）
- 災害時要配慮者避難支援体制の確立

1-4-① 土砂災害警戒区域等の対策の推進

- ・関係機関との連携のもと、災害の発生抑制に向けた施設整備や危険箇所の周知等、計画的な土砂災害警戒区域等の対策に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・急傾斜地崩壊対策事業
- ・【農林水産省】 治山事業

1-4-② 危険箇所の周知

- ・県が指定している土砂災害（特別）警戒区域の指定状況を踏まえつつ、危険箇所の周知に努める。また、土砂災害防止法の対象とならない危険箇所においても災害が発生する可能性があることから、自主防災組織における自主的な危険箇所の確認の活動支援に努める。

(主要な施策・事業)

- ・土砂災害警戒区域等の危険箇所の周知
- ・自主防災組織による地区防災マップ作りの講習会の実施
- ・大規模災害時の危険性に関する講習会・防災教育の実施

1-4-③ 砂防ダム等の土砂災害対策

- ・県が実施する砂防対策等の促進を図るとともに、県及び町が実施する土砂災害危険箇所対策を計画的に実施する。
- ・本町に関連する河川ダムが、大雨時や地震の揺れにより決壊しないように、関係機関との連携のもと点検を行うとともに、必要に応じて対策に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・河川ダム管理者との情報共有・洪水対策の演習の実施
- ・ため池の維持補修と定期的な点検

1-4-④ 森林の適正管理

- ・自伐型林業の推進をはじめ、多様な林業振興施策の推進を図り、森林の適正管理に努める。
- ・関係機関との連携のもと、山地災害危険地区等の危険箇所の周知や定期的な点検及び必要に応じた対策を行う。
- ・森林の適正管理や森林整備・治山事業が災害に強い森林づくりにつながることの周知を図る

(主要な施策・事業)

- ・放置されている山林資源の一元管理、整備
- ・林業従事者への支援体制強化
- ・森づくりの普及、啓発活動の推進
- ・森林における危険箇所の点検や治山事業

1-5-① 情報伝達体制の強化

- J-ALERT（全国瞬時警報システム）から伝達される情報を、各住民に確実に伝達できるよう、関係機関との連携のもと情報伝達体制の強化や訓練の実施に努める。
- 情報伝達手段の多様化に向け、関係機関の SNS の活用に努める。
- 外国人を含めたすべての住民に災害情報を的確に伝えるため、情報提供媒体の多重化・多言語化の整備に努める。
- 観光客や町への訪問者に災害情報が伝達できるよう、町内の観光施設等への Wi-Fi や防災アプリ等の整備を図る。

（主要な施策・事業）

- 災行政無線維持管理事業 • 防災行政無線、防災メール配信システム事業
- 【総務省】 無線システム普及支援事業（公衆無線 LAN 環境整備支援事業）
- 【総務省】 放送ネットワーク整備支援事業費補助金

1-5-② 適正な避難行動の周知

- 住民一人ひとりが速やかな避難行動をとることができるよう、内閣府ホームページに示されている広報資料を活用しながら周知に努める。

（主要な施策・事業）

- 危機事象の発生時においてとるべき行動の周知

1-5-③ 避難指示等の適正な発令

- 避難情報に関するガイドラインの改定（令和 3 年 5 月 20 日）を踏まえ、地域防災計画をはじめ町の防災マニュアルの見直しを行う。

（主要な施策・事業）

- 地域防災計画等や避難所運営マニュアル等の適宜見直し

1-5-④ 住民一人ひとりの適正な避難行動

- 住民一人ひとりが、町より発令される避難情報についての理解を高めるため、防災訓練や防災教育、防災サロンの実施に取り組む。
- 災害種別に応じて適切な避難行動を行うことができるよう、世帯ごとの避難計画の作成支援と避難支援体制の整備に向け、防災チェックシートの配布や防災学習会等の実施に取り組む。

（主要な施策・事業）

- 地区防災訓練や防災学習会の実施 • チェックシートの印刷・配布

1-5-⑤ 避難行動要支援者対策

- ・避難時に支援を必要とする住民の把握に向け避難行動要支援者名簿の作成、更新に取り組む。
- ・避難行動要支援者名簿の作成を踏まえ、一人ひとりの確実な避難体制の強化に向け、自主防災組織や民生委員、自治会、町の連携のもと避難要支援者の決定や個別避難計画の作成により避難支援体制の強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・地区防災訓練や防災学習会の実施
- ・避難行動要支援者名簿の作成(災害時要配慮者避難支援)
- ・災害時要配慮者避難支援体制の確立

事前に備えるべき目標②

物資輸送、救助・救急医療活動等の迅速な対応

リスクシナリオ 2-1

大規模地震による建物等の崩壊や火災による死傷者の発生

2-1-① 適切な役割分担のもとでの備蓄

- ・被害想定に基づいた備蓄計画の策定を行うとともに、自助・共助・公助の適切な役割分担のもとで備蓄の推進に取り組む。
- ・家庭や地域において、一人3日分以上の食料・飲料水等の備蓄を促していくため、啓発活動や自主防災組織における備蓄の支援に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・家庭や地域における備蓄の促進に向けた啓発
- ・自主防災組織等補助金

2-1-② 事業者との連携協定

- ・事業者との「災害時における自動販売機の無料解除」や「災害時における物資の供給に関する協定」の締結に取り組み、大規模災害時における食料・飲料水等の確保に向けた体制整備に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・災害時における物資の供給に関する交通関係、大手飲料メーカー、食品取扱事業所、運送業者との協定の締結

2-1-③ 災害に強いライフラインの形成

- 関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。
- 災害に備え、上水道施設の老朽化対策や非常用電源装置等の導入など計画的に整備を行う。

(主要な施策・事業)

- 道路、橋梁の長寿命化計画の推進
- 長寿命化計画に基づく橋梁の維持補修を図る
- 上水道施設の耐震化・耐水化及び老朽化対策
- 浄水場及び送水ポンプ場等の非常用電源装置導入
- 【国土交通省】社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全・交付金、道路事業費補助

2-1-④ 速やかな道路啓開の実現

- 国、県、町、事業者の役割分担の明確化や訓練の実施により、速やかな道路啓開への備えに取り組む。
- 土木、建設事業者との「災害時における応急対策業務に関する協定」の締結に取り組み、町内の道路啓開の速やかな実施に向けた体制整備に取り組む。
- 道路啓開において発生する災害廃棄物や土砂の仮置き場の確保に向け、候補地の抽出を行う。
- 災害時の応急対策活動が円滑かつ迅速に実施できるように、町有車両を緊急通行車両として届出（事前届出制度）を行う。また、ライフライン事業者や建設事業者、医療機関に対して緊急通行車両・規制除外車両の事前届出制度の周知に努める。

(主要な施策・事業)

- 災害時における応急対策業務に関する協定の締結
- 町内の道路啓開計画（事業者ごとの担当区域の設定）の策定検討
- 道路啓開訓練の実施
- 町有車両の緊急通行車両としての届出
- 関係機関への事前届出制度の周知

2-2-1 避難所の開設・運営体制づくり

- ・災害の種別に応じた避難所確保に努めるとともに、指定避難所における備蓄の整備に努める。
- ・地域住民が主体となった避難所の開設・運営の体制づくりに向け、避難所運営マニュアルの作成やマニュアルを使用した訓練の実施に取り組む。
- ・避難所における新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対策避難所運営マニュアルに副った、備品の整備及び訓練の実施に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・指定避難所の機能強化（備蓄品の整備）
- ・避難所運営マニュアルの作成、適宜見直し
- ・避難所運営マニュアルに基づく訓練

2-2-2 福祉避難所の確保

- ・災害時における要配慮者の収容保護のために、「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結に取組み、福祉避難所の確保に努める。また、関係機関との連携のもと福祉避難所運営訓練や介護者の人材確保に努める。

(主要な施策・事業)

- ・「災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定」の締結
- ・福祉避難所設置・運営マニュアルの作成と訓練の実施
- ・介護支援者の事前登録による人材確保

2-2-3 避難所のバリアフリー化対策

- ・要配慮者が支障なく過ごせるよう、指定避難所や福祉避難所に洋式便器を増設するとともに、多目的トイレを設置し、より一層のバリアフリー化を推進する。

(主要な施策・事業)

- ・公民館や小中学校の洋式便所の増設や多目的トイレの設置
- ・避難所出入り口のスロープ整備や手すりの設置

2-2-4 住民が中心となった避難所運営

- ・地域による避難行動要支援者に対する見守り活動などの取り組みを支援し、避難支援体制の構築を促進する。
- ・長期にわたる避難所生活を余儀なくされた場合であっても、避難所の適切な運営を行えるよう地区ごとで作成した避難所運営マニュアルを活用し、地域住民が中心となって訓練を行うとともに、必要に応じてマニュアルの見直し等を行う。

(主要な施策・事業)

- ・避難行動要支援者への避難支援体制の構築

2-3-① 孤立集落の発生抑制

- ・ 孤立する可能性がある集落と連絡する町管理緊急輸送道路の耐災害性の向上や、狭あい道路の整備を促進する。
- ・ 孤立が予想される集落をあらかじめ想定しておくとともに、当該集落付近に緊急用ヘリコプター離着陸場の整備に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・ 緊急用ヘリコプター離着陸場の整備
- ・ 【国土交通省】 防災・安全 狭あい道路等整備促進事業

2-3-② 災害に強い避難所整備の促進

「1-1-③ 災害に強い避難所整備の促進」と内容は同じ

2-4-① 医療機能の維持

- ・ 平時から福井市医師会や福井大学病院等の関係機関との連携を強化し、災害時の速やかな応急医療及び患者搬送、健康調査ができる体制を整備する。
- ・ 地域と協働での救護訓練を通じて、地域の医療関係者との連携強化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・ 町内における医療救護所の場所の検討
- ・ 医療救護所の開設に関する周知

2-4-② 薬剤及び衛生資材の備蓄

- ・ 大規模災害時には、医療機関が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じたりすることにより、医療機関が麻痺する事態が想定されることから、医療救護所で必要となる薬剤の備蓄に努める。
- ・ 関係機関からの医薬品等の供給を円滑に受け取ることができる体制を整備する。

(主要な施策・事業)

- ・ 衛生資材の備蓄（マスク、防護服など）

2-4-③ 地域での医療体制の確保

- ・道路網の寸断が発生した場合においても、地域での医療の提供が可能となるように、各地域に在住する医療関係者のネットワークの形成や地域での資器材の整備に努める。

(主要な施策・事業)

- ・地域に在住する医療関係者のネットワークづくり
- ・医療救護所の開設に必要な資器材の整備

2-4-④ 災害に強いライフラインの形成

「2-1-③ 災害に強いライフラインの形成」と内容は同じ。

2-4-⑤ 速やかな道路啓開の実現

「2-1-④ 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

2-4-⑥ 緊急輸送体制の確立

- ・緊急時における物資の搬入・搬出の円滑な実施に向け、関係機関との連携のもと、物資の配送計画の作成に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・物資配送マニュアルの作成、適宜見直し
- ・交通機関、運送業者との協定の締結を図る

事前に備えるべき目標③	行政機能の確保
-------------	---------

リスクシナリオ 3-1	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下
-------------	--------------------------

3-1-1 ① 行政機能の維持

- ・大規模災害時においても適切な行政運営が図られるように、業務継続計画（BCP）や初動対応マニュアルの作成に取り組む。
- ・BCP や初動対応マニュアルが適切に実行できるよう訓練を通じて評価・検証を行っていく。
- ・大規模災害時には、職員だけの対応は困難になることから、自主防災組織をはじめとした関係団体との役割について検討していく。
- ・大規模災害時には、警察・消防等が被災したり、土砂の崩壊等を起因とした道路閉塞が生じることにより、救助・救急活動を担う機関の対応が困難になる事態が想定されることから、自主防災組織等による救助・救急活動の体制強化として、救助・救急対応に関する訓練や救命講習会の実施、自主防災組織における防災資機材の整備に努める。

(主要な施策・事業)	
・BCP の策定、見直し	・職員初動マニュアルの見直し
・災害対策本部訓練（BCP、初動マニュアルに基づく訓練）の実施	
・防災資機材の整備（自主防災組織等補助金）	
・協定締結による関係団体との連携強化	・職員参集訓練の実施

3-1-1 ② 職員資質の向上

- ・新規採用職員の研修や職場外研修の機会において、防災・減災に関する学習機会を設けることにより、職員の資質向上に努める。
- ・職員の防災士資格取得の推進

(主要な施策・事業)	
・新規採用職員等研修事業	・防災士資格取得への推進

3-1-1 ③ 受援体制の検討

- ・大規模な災害発生時には、災害時相互応援協定に基づく県・他自治体からの職員支援をはじめ、緊急消防援助隊や警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣といった様々な救援・救助部隊の活動が想定されることから、受援体制の構築に向けた受援計画の作成に取り組む。
- ・応急期における救援・救助機関の活動拠点となる防災拠点施設（役場本庁舎・支所）の維持管理や非常用発電装置の整備に取り組む。

(主要な施策・事業)	
・受援計画の作成	
・防災拠点施設（役場本庁舎・支所）の維持管理	
・【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	

事前に備えるべき目標④	情報通信機能の確保
-------------	-----------

リスクシナリオ 4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
-------------	------------------------

4-1-① 情報通信網の耐災害性の向上

- ・防災行政無線をはじめとした情報伝達手段の耐災害性の向上を図る。また、ICT（情報通信技術）の進歩をタイムリーに捉え、常に最適な情報通信手段の検討に努める。
- ・電力の供給停止に備え、非常用電源装置や太陽光発電など自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

<p>（主要な施策・事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線・防災メール配信システム事業 ・関係機関の SNS 活用 ・主要な町有施設（避難所）への Wi-Fi 設備の設置検討 ・【総務省】無線システム普及支援事業費等補助金（公衆無線 LAN 環境整備支援事業）

4-1-② 多様な情報伝達手段の周知

- ・災害発生時に、確実な情報伝達が行われるよう、防災訓練の機会を活用して自主防止組織の代表者への防災行政無線の使用法の周知や戸別受信機の使用法の周知に努める。
- ・町防災メール、公式 LINE、フェイスブック及び県の「福井県防災ネット」や防災関連アプリへの登録方法等の周知に努める。

<p>（主要な施策・事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別受信機の使用、購入方法の周知 ・町防災メールをはじめとする情報伝達手段の取得方法の周知 ・防災行政無線戸別受信機購入費補助金

事前に備えるべき目標⑤	経済活動の維持
-------------	---------

リスクシナリオ 5-1	人材・資源の不足等により企業等の社会経済活動が停滞する事態
-------------	-------------------------------

5-1-① 事業活動の継続

- ・大規模な災害が発生した際においても、事業継続が図られるよう、事業所の耐震化やBCPの作成を促す。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業のBCP作成支援

5-1-② 災害に強いライフラインの形成

「2-1-③ 災害に強いライフラインの形成」と内容は同じ。

5-1-③ 農業基盤の強化

- ・災害時においても経済活動が継続されるよう農業水利施設の強化に努める。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【農林水産省】農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・【農林水産省】農山漁村地域整備交付金 ・【農林水産省】多面的機能支払交付金

5-1-④ 災害時における相互応援をしてくれる自治体の確保

- ・災害時においても食料等が停滞なく安定供給できるよう、県と一体となり相互応援をしてくれる自治体の確保に努める。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時応援協定の締結 ・運送業者との応援協定の締結

事前に備えるべき目標⑥	ライフラインの確保
-------------	-----------

リスクシナリオ 6-1	電力・燃料の長時間にわたる供給停止
-------------	-------------------

6-1-① エネルギー供給事業者との連携強化

- ・災害時においても、速やかなエネルギーの確保が行われるよう、電気、ガス等の供給事業者との協定締結により、確実な供給体制の構築や速やかな復旧への備えに取り組む。
- ・電力会社を実施している電力設備の復旧訓練の継続実施を促すとともに、町や地域との合同訓練についても検討する。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー供給事業者との協定締結 ・電力会社を実施している電力設備の復旧訓練
--

6-1-② 災害対応給油所の検討

- ・大規模災害が発生した際に、確実に応急活動が実施できるように、災害対応給油所の確保に取り組む。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応給油所の整備検討

6-1-③ 非常電源設備の導入推進

- ・大規模災害に備え、上水道施設の非常用電源装置等の導入など計画的に整備を行う。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備導入及び燃料の確保

リスクシナリオ 6-2	上水道等の長時間にわたる供給停止
-------------	------------------

6-2-① 水道施設（管路）の耐震化

- ・上水道事業経営戦略に基づき、水道施設の老朽化（老朽管）更新に取り組む。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽施設（老朽管路）更新事業 ・他自治体との災害応援協定の整備

6-2-2 速やかな給水の確保

- 水道施設が損傷した場合に、速やかな飲料水の確保に向け、応急給水の体制強化に努める。
- 平時から、必要に応じて BCP 計画を適宜見直すとともに、大規模災害時における他自治体等と連携した応急給水体制を構築する。
- 災害時において、耐震性貯水槽や給水車を活用した給水が速やかに行えるよう応急給水訓練の実施。

(主要な施策・事業)

- 応急給水の実施に向けた関係機関との連携強化
- 応急給水資機材を用いた訓練の実施

6-2-3 災害時応援協定の整備

- 災害時において水道施設に損傷が生じる事態に備えて、復旧用配管材料等の確保や復旧活動に従事する民間事業者との協定の締結に取り組む。
- 災害時においても飲料水が停滞なく給水できるよう、県と一体となり相互応援してくれる自治体の確保に努める。

(主要な施策・事業)

- 水道復旧に従事する民間事業者との協定締結の適宜見直し
- 他自治体との災害時応援協定の確保

リスクシナリオ 6-3

汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止

6-3-1 下水道処理施設(管路)の耐震化

- 公共下水道管や処理施設の耐震化・耐水化・老朽化対策に取り組む。また、被災時における下水道機能の継続、早期回復が図られるよう下水道 BCP を適宜見直し、BCP に基づく防災訓練に取り組む。
- 農業集落排水施設の耐震化・耐水化・老朽化対策や BCP の作成に取り組む。
- 合併浄化槽施設の耐震化・耐水化・老朽化対策に取り組む。
- 大規模災害に備え、下水道施設の非常用電源装置等や太陽光等の自立・分散型エネルギーの導入など計画的に整備を行う。

(主要な施策・事業)

- 下水道施設や農業集落排水施設、合併浄化槽施設の耐震化・耐水化及び老朽化の対策に係る整備
- 公共下水道施設や農業集落排水施設、合併浄化槽施設の BCP の作成・更新
- 【国土交通省】 社会資本総合整備交付金 防災・安全交付金 下水道事業
- 【環境省】 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) 浄化槽設置整備事業
- 【環境省】 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

6-3-2 災害復旧応援事業者との連携強化

- ・平時から、必要に応じてBCP計画を適宜見直すとともに、災害時における下水道施設の緊急対応を強化するため、関係団体等との災害応援協定を積極的に締結する。

(主要な施策・事業)

- ・下水道の復旧や調査に従事する民間事業者との協定締結の適宜見直し
- ・他自治体との災害時応援時応援協定の確保

リスクシナリオ 6-4

交通ネットワークの機能停止

6-4-1 災害に強い道路網の整備

- ・関係機関との連携のもと、災害に強い道路網の形成に向け、道路や橋梁の長寿命化計画の推進に努める。

(主要な施策・事業)

- ・道路、橋梁の長寿命化計画の推進
- ・長寿命化計画に基づく橋梁の維持補修を図る
- ・【国土交通省】 社会資本整備総合交付金のうち道路事業、防災、安全・交付金、道路事業費補助

6-4-2 速やかな道路啓開の実現

「2-1-4 速やかな道路啓開の実現」と内容は同じ。

6-4-3 緊急時の輸送体制の確立

「2-4-6 緊急輸送体制の確立」と内容は同じ。

6-4-4 公共交通の機能維持

- ・災害時においてもバスや鉄道の公共交通が維持されるよう、運行事業者におけるBCPの作成を促す。

(主要な施策・事業)

- ・運行事業者のBCP作成促進

事前に備えるべき目標⑦	制御不能な二次災害の防止
-------------	--------------

リスクシナリオ 7-1	市街地での大規模災害の発生
-------------	---------------

7-1-① 家庭・事業所における火災の未然防止

- ・火災の未然防止には、住民一人ひとりの火災発生への予防対策の心がけが重要であることから、様々は機会を通じた防災意識の向上に努める。
- ・住宅への火災警報器の設置が法令により義務化されていることの周知を図る。
- ・空き家、空き店舗等の改修や除却に取り組む。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火事の発生抑制に向けた啓発 ・住宅防火診断の実施（独居及び高齢者世帯の訪問診断） ・空き家等解体及び撤去事業補助金
--

7-1-② 初期消火の体制強化

- ・大規模災害を未然に防ぐためには、小さな火のうちに消す初期消火が重要であり、消火方法の啓発や訓練、消火器・住宅用火災警報器の設置や更新を促す。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火器の設置義務のない事業者や住宅密集地への消火器設置の啓発 ・住宅用火災警報器の更新啓発 ・消防団活動での消火器設置の啓発

7-1-③ 常備消防力維持・強化

- ・常備消防力の維持・強化に向け、消防車両や消防機器等の適正な維持管理・更新に努める。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両更新、維持管理 ・消防機器等の年次的更新、維持管理 ・消火栓、防火水槽の維持管理 ・【総務省】 消防防災施設整備費補助金 ・【総務省】 緊急消防援助隊設備整備費補助金
--

7-1-④ 消防団等の活動の強化

- ・消防団の消防力の維持・強化に向け、装備の適正な維持管理・更新や訓練の実施に努める。また、「消防団協力事業所表示制度」の周知を通じて、事業所の理解と協力を得るなどにより、町職員以外の消防団員の確保や若手消防団員の確保に努める。

- ・女性消防団の活動支援を通じて、家庭・地域での火災予防知識の習得や防災意識の高揚を図る。
- ・地域消防力の強化に向け、関係機関が一体となった合同訓練の実施を検討する。
- ・「大規模災害団員」（機能別団員）を積極的に導入し、役割の多様化への対応に努める。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団訓練の実施や装備の強化 ・女性消防団の団員確保 ・関係機関が一体となった合同訓練の実施

リスクシナリオ 7-2	ダム、ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
-------------	-------------------------------

7-2-1 砂防ダムの対策

「1-4-3 砂防ダム等の土砂災害対策」と内容は同じ。

7-2-2 危険箇所の周知

「1-3-2、1-4-2 危険箇所の周知」と内容は同じ。

リスクシナリオ 7-3	危険物等の大規模拡散・流出
-------------	---------------

7-3-1 危険物施設の対策

- ・大規模な地震発生後において、危険物施設の損壊等により、有害物質等が大規模拡散・流出していないかの確認を行う体制強化に努める。
- ・危険物を取り扱う施設に対し立入検査を実施し、不備事項の改修と保安体制の強化を図る。
- ・ガス等の漏えいについて、二次災害防止対策を含めた初期対応訓練等を推進する。

<p>(主要な施策・事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した危険物施設の緊急点検の実施体制の充実強化 ・危険物貯蔵施設への立入検査の実施
--

7-3-2 危険物流出時の連絡体制強化

- ・有害物質や危険物などの漏えい等に備え、貯蔵施設からの緊急連絡（通報）体制を構築する。
- ・有害物質や危険物などの漏えい等の備えとして、事業者に対しオイルフェンスをはじめとする資器材の備蓄強化と初期対応訓練の実施を促進する。

(主要な施策・事業)

- ・対象事業者からの緊急連絡（通報）体制の構築
- ・資器材の備蓄強化及び初期対応訓練の実施

リスクシナリオ 7-4

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

7-4-① 森林の適正管理

「1-4-④ 森林の適正管理」と内容は同じ。

・森林が持つ水源涵養機能をより発揮し、土砂災害の防止や被害軽減を図るため、間伐や植林等の森林整備を支援する。

(主要な施策・事業)

- ・造林事業（雪起・下刈・序間伐等）
- ・間伐促進強化対策事業
- ・林道維持管理事業
- ・山ざわ森林整備事業
- ・【林野庁】森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

7-4-② 農地の保全・適正管理

・農業水利施設の長寿命化計画の作成をはじめとした多様な農業振興施策の推進を図り、農地の適正管理に努める。

(主要な施策・事業)

- ・農業基盤整備事業
- ・耕作放棄地の情報管理
- ・中山間地域等直接支払
- ・多面的機能支払
- ・【農林水産省】 農村地域防災減災事業費補助
- ・【農林水産省】 農業水利施設保全管理整備交付金
- ・【農林水産省】 鳥獣被害防止総合対策交付金

事前に備えるべき目標⑧	地域社会・経済の迅速な再建・回復
-------------	------------------

リスクシナリオ 8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・振興が大幅に遅れる事態
-------------	-------------------------------------

8-1-1-① 災害廃棄物の適正処理の体制構築

- ・ 県の計画との整合性を図りながら、災害廃棄物処理計画の策定に努める。
- ・ 災害廃棄物の仮置場の候補地選定に取り組むとともに、公的機関や民間団体における受入条件や処理可能量等の確認を行い、協定や覚書により、災害発生時における処理体制の構築に努める。

(主要な施策・事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 災害廃棄物の受入・処理等に関する民間事業者との協定

リスクシナリオ 8-2	道路啓開等の復旧・振興を担う人材等の不足により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
-------------	--

8-2-1-① 災害に強い道路網の形成

「5-1-2-② 災害に強いライフラインの形成」と内容は同じ。

8-2-1-② 建設事業者の事業継続

- ・ 災害時においても建設事業者の事業の継続が図れるよう、BCPの策定を促す。また、災害時に活用可能な重機や資機材、人材の把握に努める。

(主要な施策・事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元企業（建設事業者）のBCP作成支援 ・ 建設事業者の所有する重機や資機材、人材の把握

8-2-1-③ 多様な担い手の確保

- ・ 大規模災害時における建設関係技術者の人材確保に向け、行政の技術職員OBやボランティアの確保育成に努める。
- ・ 復旧、復興の重要な担い手となるボランティアの円滑な受入に向け、ボランティアセンターの開設、運営訓練に努める。

(主要な施策・事業)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術職員OBの名簿作成、更新 ・ ボランティアセンター運営訓練

8-3-① 応急危険度判定の速やかな実施

- ・大規模地震の発生後、被害の拡大を防ぐとともに速やかな住まいの確保を行うために、県や建築士会との連携を図りながら、応急危険度判定を円滑に実施するための体制整備に努める。
- ・大規模地震や大雨等による宅地の崩壊危険度の判定を行う被災宅地危険度判定の速やかな実施に向け、県と連携して被災宅地危険判定士の育成に努める。
- ・罹災証明書の円滑な発行を行うために、住宅の全壊・半壊を調査する県と連携して住家被害認定士の育成に努める。

(主要な施策・事業)

- ・被災宅地危険度判定士の育成
- ・住家被害認定士の育成

8-3-② 応急仮設住宅の確保

- ・速やかな応急住宅の確保に向け、応急仮設住宅の建設候補地の選定を行う。

(主要な施策・事業)

- ・仮設住宅建設候補地の検討

8-3-③ 復興を見据えた事前の検討

- ・大規模な災害が発生した場合において、速やかな復興の実現に向け、震災復興計画（仮称）を作成し、それに基づく訓練を実施する。
- ・速やかな復興事業の実現に向け、地籍調査の推進や相続手続きの適正化に努める。

(主要な施策・事業)

- ・震災復興計画（仮称）の作成及び訓練の実施
- ・地籍調査の推進
- ・相続手続きの適正化に向けた啓発
- ・【国土交通省】 地籍調査費負担金
- ・【国土交通省】 地籍整備推進調査費補助金

8-3-④ 被災者の生活再建の支援

- ・罹災証明書の円滑な発行を行うために、住家の全壊・半壊等を調査する住家被害認定士の育成に努める。
- ・罹災証明書をはじめ、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害救護資金等の各種手続きに関して、迅速かつ的確に事務処理手続きを行うため、連絡体制の強化や事務処理手続きの周知、各種手続きに関する研修に取り組む。

(主要な施策・事業)

- ・住家被害認定士の育成
- ・各種手続きに関する研修への参加

8-3-⑤ 文化財の耐震化・記録

- 文化財の建築物や石碑等について、計画的な耐震化に取り組む。その際、価値の高い建築物等を優先的に実施するなど、効率的に実施する。
- 速やかに復旧、復興できるよう詳細な記録（寸法などの把握）や映像等に記録し、アーカイブ化を効率的に実施する。

（主要な施策・事業）

- 文化財の耐震整備
- 文化財アーカイブ化整備
- 【文化庁】 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
- 【文化庁】 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

(3) 重点化する取組事項

限られた資源で効果的かつ効率的に推進するために、優先順位の高い取組みを設定し、重点化を図りながら進める必要がある。

本計画では、リスクシナリオの中から影響の大きさや緊急度を鑑み、以下の13項目を選定し、関連する取組みの重点化を図る。

起きてはならない最悪の事態	取組内容
1(1-1) 大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○防災上必要な施設の耐震化等 ○災害に強い避難所整備の促進 ○空き家等の適正管理 ○住宅等の耐震化・ブロック塀の安全対策
1(1-2) 大雪による地域交通、輸送ルートの分断、住宅・建物等の崩壊	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通網の整備 ○関係機関との連携強化・適切な情報発信
1(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水ハザードマップの周知・活用 ○河川等の改修・維持管理
1(1-5) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○住民への情報伝達体制の強化 ○避難指示等の適正な発令 ○避難行動要支援者避難体制の構築
2(2-1) 避難所での食料・飲料水・電力等、生命に関わる物資提供の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の供給体制の整備 ○生活必需品の備蓄強化 ○ライフライン事業の設備強化
2(2-2) 避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・運営体制づくり ○避難所のバリアフリー対策
3(3-1) 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○行政の業務機能維持 ○応援・受援体制の構築
4(4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○情報通信網の耐災害性の向上
6(6-1) 電力・燃料の長時間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ○自立・分散型エネルギーの導入促進 ○非常用電源装置の導入・燃料の確保
6(6-2) 上水道等の長時間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道施設（管路）の耐震化 ○設備の老朽化更新・非常用電源装置の整備
6(6-3) 汚水処理施設等の長時間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道処理施設の耐震化 ○老朽化した下水道管路の調査・更新
6(6-4) 交通ネットワークの機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通網の整備 ○緊急時の輸送体制の確保 ○運行事業者のBCP作成促進
7(7-1) 市街地での大規模災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭・事業所での火災の未然防止対策 ○消防活動体制の確保・装備の充実

9 計画の推進体制・進捗管理・見直し

(1) 計画の推進体制

国土強靱化の実現には、本町の全職員をはじめ、国や県、防災関係機関、自主防災組織や消防団、民間業者、教育機関、住民一人ひとりが役割を担うという認識のもと、適切な「自助」、「共助」及び「公助」の役割分担のもとで計画の推進を図る。

なお、地域防災力の向上には「共助」の役割が重要であり、町と関係機関との連携を高めながら効果的な施策の推進に努める。

(2) 進捗管理

強靱化の取り組みは、脆弱性評価の結果を踏まえ、町計画の推進方針に沿って、毎年度様々な施策を実行していく。

また、関連事業の進捗状況や各種取組の成果を踏まえ、町での予算化や国や県、関係機関などへ働きかけを行うなど、施策の推進につなげるPDCAサイクルを構築する。

(3) 計画の見直し

本計画は、今後の社会情勢の変化や、国や県などの国土強靱化に関する施策の進捗状況等を考慮しつつ、計画期間中であっても適宜見直しを検討する。

なお、本計画は、本町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであるため、国土強靱化に係る他の計画については、それぞれの計画の見直し及び修正などの時期に合わせて、必要な検討を行い本計画との整合を図るものとする。